1 分権型社会の実現

地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省) (都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、 地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築する こと。
- (3)地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進める必要がある。

地方分権改革を進めることに伴い、地方が果たすべき役割が更に高まることは明らかである。

日本全体が将来にわたり成長し続けるためには、日本の各地方がそれぞれの役割を果たし、個性や強みを発揮してそれぞれの地域の活力向上に取り組むことが重要である。

こうしたことから、地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえた上で、役割と権限に見合った財源を確保していく必要がある。

しかし、歳出の比率が国4:地方6である一方、国民が負担する租税収入の比率は国6:地方4と逆転した状況となっている。

本来目指すべき方向は、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せ、国と地方の税収比率を歳出比率に見合うものとしていくことであり、そのためには、地方消費税の拡充をはじめとする地方税の充実強化を図るべきである。

また、地方交付税の持つ財源保障機能や財源調整機能をより適切に発揮させていくことも重要であり、地方交付税の法定率を引き上げるとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映すべきである。

<具体的要求内容>

(1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国

- と地方の税財政制度を抜本的に見直し、国から地方への税源移譲を推進する こと。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整については、行わないこと。
- (3) 地方の実態を踏まえた適正な財政需要に基づき、必要な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

2 東京を標的とした税制度の見直しの阻止及び地 方税財源の拡充による安定的な地方税体系の構築

> (提案要求先 総務省・財務省) (都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 地方税財源の拡充による安定的な地方税体系の構築に向けた 改革を推進すること。また、税制度の見直しに当たっては、東 京を標的とする制度の導入は行わないこと。
- (2) 地方分権に反する地方税を縮小するような措置の導入は行わないこと。
- (3) 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を行わないこと。また、法人事業税の分割基準において、本来の目的から逸脱した、都市部の税収を地方に配分する不合理な改正を行わないこと。法人事業税の暫定措置については、期限の到来をもって確実に廃止すること。

<現状・課題>

消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、消費税率10%段階で廃止され、法人事業税へと復元されることとされている。

一方、地方法人税は、法人住民税の国税化という地方分権の観点からは容認することができない制度であるにもかかわらず、その規模が拡大されることとなり、あわせて、都道府県税である法人事業税の一部を区市町村へ交付する法人事業税交付金も創設されることとされている。

加えて、平成30年度税制改正において、地方消費税の清算基準について、最 終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという清算基準の本来の趣旨から 逸脱する見直しが行われた。

こうした中、平成30年度与党税制改正大綱では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」と、再び税源の偏在を理由に、新たな偏在是正措置を行う考えが明記され、総務省において「地方法人課税に関する検討会」が設置されるなど、検討が進められている。

真の地方自治とは、地方自治体が自らの権限と財源によってその役割を果たす

ことで初めて実現するものであり、地方税を縮小するような地方分権に反する措置の導入や受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整を行うことがあってはならない。

東京を標的とした税制度の見直しを繰り返し、地方間の税収格差を調整したとしても、地方の活性化につながらないばかりか、日本全体が縮小し、負のスパイラルに陥るだけである。

日本全体を持続的成長に導くためには、東京が力強いけん引役となり世界から ヒトとカネを呼び込みパイを増やすとともに、東京を含む地方が自らの権限と財 源を以てそれぞれの地域を活性化させることが極めて重要である。

そのために今、地方財政に必要なことは、限られた財源の奪い合いではなく、 真の地方自治の実現に向けた地方税財源の拡充による安定的な地方税体系の構築 であり、その実現に向けた改革を進めていくべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 地方税財源の拡充による安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。また、税制度の見直しに当たっては、東京を標的とする制度の導入は行わないこと。
- (2) 地方分権に反する地方税を縮小するような措置の導入は行わないこと。
- (3) 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を行わないこと。 また、法人事業税の分割基準において、本来の目的から逸脱した、都市部の 税収を地方に配分する不合理な改正を行わないこと。法人事業税の暫定措置 については、期限の到来をもって確実に廃止すること。

3 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省) (都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会 経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に 不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映し たものとなっていない。

さらに、平成30年度与党税制改正大綱では、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討することとされており、その一環として、分割基準の本来の目的から逸脱した、都市部の税収を地方に配分する不合理な改正を再び行うことが懸念される。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の 規模を適切に反映したものとすること。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

4 自動車関係税の充実確保

(提案要求先 総務省・財務省) (都所管局 主税局・財務局)

- (1) 車体課税は、環境負荷など自動車の社会的コストに対し、地 方自治体が実施する施策のための貴重な財源となっていること から、現在の税収規模を維持すること。
- (2)消費税率の引上げに伴う需要変動を平準化するための対策を 講じる場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、 確実に代替財源を確保すること。
- (3) 燃料課税については、現在の税率水準を維持すること。

<現状・課題>

自動車の使用は、環境負荷の発生、道路施設の利用、交通行政サービスの享受等の社会的コストを伴うものである。地方自治体は、こうしたコストに対する施策を実施する役割を担っており、とりわけ、道路施設については新たな建設だけではなく、維持・更新の必要性が増している。

このため、地方自治体がそれらの対応に要する財源として、自動車の所有者に一定の負担を求める車体課税を安定的に確保することが不可欠である。

こうした中、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされている。税負担の軽減に関しては、経済産業省等から税制改正要望がなされ、自動車産業界も強く訴えているところであり、減収につながる見直しが懸念される。

また、自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時である平成31年10月に廃止することとされたが、その減収分については、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入により一部が補填されるものの、現在の税収規模確保の見通しは立っていない。

加えて、本年6月に策定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018 ~少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現~」において、消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車の購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討することとされており、減収が生じることのないよう、確実に代替財源を確保することが必要不可欠である。

また、燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自 治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準 を維持すべきである。 なお、我が国における自動車の取得・保有・走行(燃料課税)に係る自動車関係税としての税負担額は、諸外国と比較しても低い水準にある。

<具体的要求内容>

- (1) 車体課税は、環境負荷など自動車の社会的コストに対し、地方自治体が実施する施策のための貴重な財源となっていることから、現在の税収規模を維持すること。
- (2)消費税率の引上げに伴う需要変動を平準化するための対策を講じる場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- (3)燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すること。